



消 防 通 信



避難経路は確保できていますか？

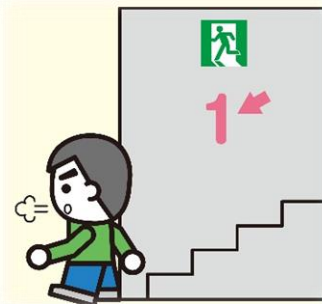
あなたの施設は大丈夫！？

建物内で火災が発生し、唯一の避難手段の階段が使えなかったら。

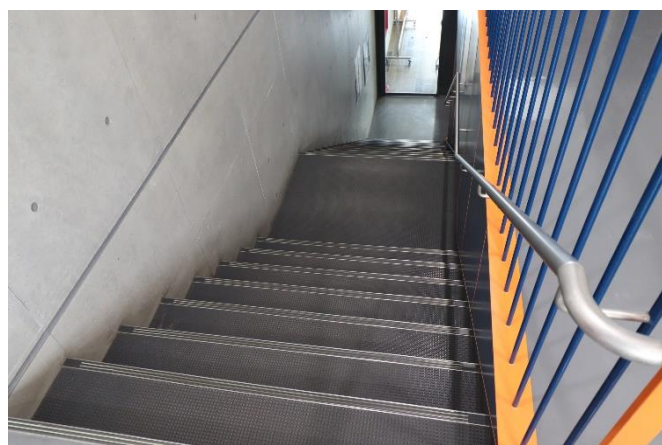
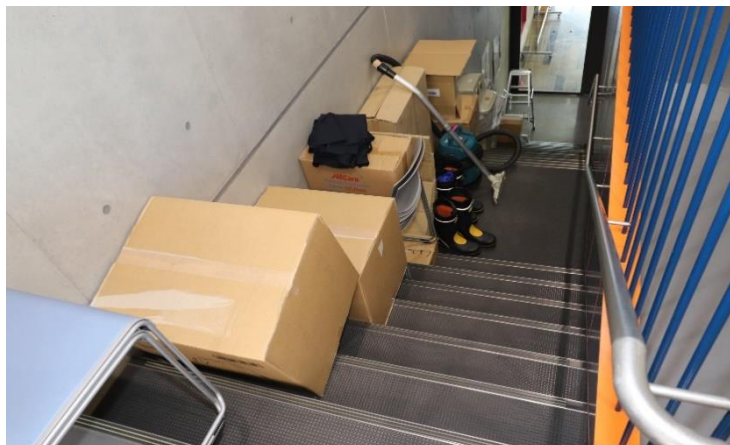
廊下が通れなかったら。あなたはどうしますか？

「自分の施設は大丈夫だろう」と思っていないですか！

お客様や従業員の命を守るため、万全の防火安全対策をお願いします。



あなたは避難する時、どちらの階段を選びますか？



避難階段にたくさんの物が置かれていると、避難障害となるばかりか、可燃物に燃え移り、火災が拡大する危険性があります。有事の際に安全に避難出来るようにするためにも、階段や廊下等の避難経路には物品を置かないようにしましょう！

立入検査や宿泊客からの通報等により
階段室や廊下に物品存置を消防が覚知

消防法違反

消防吏員による措置命令
(消防法第5条の3)

即時是正を命令します。

物品の除去に時間を要す場合、建物入口に違対象物である旨の標識の設置及び岳南広域消防本部のホームページに公示されます。

○消防法令違反が招く悲劇と代償

平成 13 年に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災では、階段室に物品を存置していた状況が 44 名の死者を出す大惨事の一因になりました。

立入検査や宿泊者からの通報により物品存置を覚知した場合、消防法第5条の3により、消防吏員による物品除去命令が発動し、建物入口に違反對象物である旨の標識が掲示されます。掲示後も指示に従わない場合、一年以下の懲役または百万円以下の罰金に問われる可能性があります。

なお、歌舞伎町ビル火災の刑事裁判では、ビル所有者だけでなく、消防法上の管理権限者であるテナントの経営者や店長に対しても防火管理義務違反を認め、有罪判決が下されています。



○定期的な自主検査を実施しましょう！

所有されている建物の廊下、階段、避難口など避難上必要な施設を確認しましょう。

災害時の避難に支障となるような物は置かれていませんか？

防火戸、防火シャッターの閉鎖障害はありませんか？

定期的な自主検査を行ない、避難経路の適切な維持管理を行いましょう。

【チェック例】

- ・ 廊下、階段、避難口の前に避難の支障となる物品は置かれていないか。
- ・ 防火戸及び防火シャッターの閉鎖障害はないか。

利用者の命を守るのはあなたです！



お問い合わせ先
管轄の消防署、予防係あてにお問い合わせください。

岳南広域消防組合	中野消防署	23-0119
	山ノ内消防署	33-3119
	豊田消防署	38-2355

